審査基準

基準の名称 合併の認可(漁協)基準								
法	令 等 名	3	根拠	条	項	許 認 可 等	• 処 分 0	の概要
水産業協同組合法			069-2			合併の認可(漁協)		
	基	準		0		内容	<u> </u>	

「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知)のとおり。

Ⅲ-2-1-3-3 申請及び認可

(2) 審査要領

組合の合併に関し、法第69条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な 内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査する。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営漁活動や支所機能の充実が図られ、組合員との 結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 決定手続は法第50条、第69条等に照らし適法になされているか。
- オ 合併契約は、施行令第22条の2第1項に規定する内容となっているか。
- カ 新設合併の場合は、法第70条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか(消滅した組合 における適正な手続がなされているかどうかも含む。)。
- ク 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第69条の3に基づく手 続が行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本事項(総則)は、法第1条、第4条、第11条等に照らし適正か。
- イ 事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第18条の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- キ 総会に関する規定は、法第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6、第 48条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。